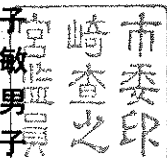




宮 監 公 表 第 9 号
令和 3 年 3 月 1 日

宮崎市監査委員	河 野 まつ子	
宮崎市監査委員	荒 木 敏	
宮崎市監査委員	上 野 悦男	
宮崎市監査委員	嶋 田 喜代子	

定期監査措置状況の公表について

令和 2 年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第 199 条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
子ども未来部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



(報告様式1)

令和2年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和2年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：子ども未来部)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
【指摘事項】 (子育て支援課) ①令和元年度の手書き領収証について、次のような不備があった。 ア 首標金額について、訂正してはならないと規定されているにもかかわらず訂正しているものがあった(2件)。 また、首標金額及び日付について判別しがたい数字を記載しているものがあった(6件)。 イ 手書き領収証(No. 410000)の書損処理について、不正使用を防止するため領収証及び領収証(控)と一緒に綴じ込むべきところ、処分していた。 ②令和元年度の行政財産目的外使用許可について、次のような不備があった。 ア 行政財産目的外使用許可書における使用料の納期限について、年度をまたいで年間使用を継続させる場合は使用年度の会計年度の4月30日(ただし、指定すべき日が休日に当たるときは、その翌日)とするとされているにもかかわらず、誤った日を設定していた(8件)。また、調定書については、納期限を設定していなかった(8件)。 【正】令和元年(平成31年)5月7日 【誤】令和元年(平成31年)6月14日 イ 池内児童遊園他2箇所に設置された埋設管に係る使用料について、道路占用料条例により「占用物件の長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その端数の長さを切り捨てて計算する」と規定されているにもかかわらず、従前の例により、1メートル未満の端数を1メートルとして算定し徴収していた。 ・池内児童遊園 埋設管路 【正】38円×9.60m=364.8円→364円 【誤】38円×10m=380円	① 領収書の取扱いについては、その重要性を再認識し、財務規則等を遵守して適正な事務処理を行うよう、現金取扱員に対して周知・指導を行った。 ② 行政財産目的外使用許可については、担当職員において事務処理の根拠となる条例・規則等の再確認を行うとともに、決裁時には関係条文等も添付し、複数人で内容の多重チェックを行うなど、一連の事務全般において適正処理を徹底する。 また、過徴収金については、相手方に説明・陳謝し、本年度中に返金を行う。

【正】 38 円×2.30m=87.4 円→87 円

【誤】 38 円×3m=114 円

・村角児童遊園 埋設管路

【正】 38 円×3.90m=148.2 円→148 円

【誤】 38 円×4m=152 円

・飛江田第二児童遊園 埋設管路

【正】 38 円×3.90m=148.2 円→148 円

【誤】 38 円×4m=152 円

合計金額 【正】 5,331 円 【誤】 5,382 円

- ③令和元年度の宮崎市医療費助成事業に伴う申請書の保管業務委託に係る実施要綱及び契約書について、委託料（保管に要する経費等）は、申請書の保管に要する経費に消費税及び地方消費税を加算すべきところ、消費税及び地方消費税の税率を乗じると記載していた（契約書 60 件）。（障がい福祉課・子育て支援課・親子保健課の 3 課で行う事業）

（親子保健課）

- ①令和元年度の消耗品購入について、次のような不備があった。

ア 平成 31 年 4 月 1 日付け副市長通知で「単価契約物品が存在するにもかかわらず類似品を契約業者以外から購入しないこと」とされているにもかかわらず、単価契約物品である「ガバットファイル」を購入せず、機能的に同等と考えられる「のび～るファイル」を購入していた。

・ガバットファイル：214.5 円（単価契約金額）5 冊
=1,072 円

・のび～るファイル：345 円（購入単価）×5 冊×1.1
=1,897 円

差額 825 円

イ 執行伺書の決裁日より前に契約締結伺・支出負担行為書を起案・決裁し、執行していた。

ウ 入札（見積）書の契約金額について、17,280 円と記載すべきところ、誤って 17,820 円と記載していた。

③

次年度以降の契約に向けて、実施要綱を改正し、契約書の様式の見直しを図った。

また、委託契約においては、例年の事業であっても単に前例踏襲することなく、その都度新たな目で内容を精査するとともに、複数人による関係書類の多重チェックを徹底する。

①

ア 今後消耗品を購入する際は、物品の単価契約一覧表の確認を徹底し、同等の機能を持つ類似品があれば単価契約物品を必ず購入することとする。

イ 財務規則第 59 条の規定を遵守し、発注までの事務執行を慎重に行い、補助者の二次チェック及び決裁過程における確認を徹底する。

ウ 金額の記載誤りであることから、入札（見積）書の金額については、起案者のみではなく補助

エ 発注後に執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書を起案・決裁し、執行していた（3件）。

・手指消毒液等

発注日：令和元年6月6日

執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書起案日：令和元年6月10日

・吸水防水シート

発注日：令和2年3月13日

執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書起案日：令和2年3月16日

・授乳クッション

納品日：令和元年8月13日

執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書起案日：令和元年8月26日

②令和元年度の妊婦健康診査業務委託（市外助産施設5件）について、予定価格は入札（見積）書と比較できるよう診査内容毎の単価で設定すべきところ、設計額（総額）としていたため、比較できないものとなっていた。

③令和元年度の宮崎市医療費助成事業に伴う申請書の保管業務委託に係る実施要綱及び契約書について、委託料（保管に要する経費等）は、申請書の保管に要する経費に消費税及び地方消費税を加算すべきところ、消費税及び地方消費税の税率を乗じると記載していた。（障がい福祉課・子育て支援課・親子保健課の3課で行う事業）

者や決裁過程においても検算を行い確認を徹底する。

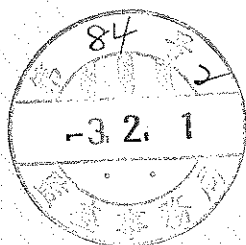
エ 財務規則第59条の規定を遵守し、発注までの事務執行を慎重に行い、補助者の二次チェック及び決裁過程における確認を徹底する。

② 財務規則第127条の規定を遵守し、今後、入札（見積）書と比較ができるよう、健康診査内容毎の単価を記載した予定価格書を作成することとする。

③ 実施要綱及び契約書を作成する時は、財務規則や契約書の様式を確認し、補助者の二次チェックを行い、確認を徹底することとする。指摘を受けた後の契約については、記載を改めるとともに、決裁過程における確認の徹底を行い、内容を精査し契約締結を行っている。

令和3年 1月27日

宮崎市監査委員 殿



宮崎市長 戸 敷

